

○所沢市観光情報・物産館条例

令和2年3月31日

条例第2号

(設置)

**第1条** 観光情報の提供及び特産品の販売等により市の魅力を発信し、産業を振興するとともに、市内外の地域間交流を促進するため、所沢市観光情報・物産館（以下「物産館」という。）を所沢市大字松郷143番地の3に設置する。

(事業)

**第2条** 物産館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光情報その他市に関する情報の提供及び発信に関する事業
- (2) 特産品の展示及び販売並びに企画に関する事業
- (3) 産業の振興及び市内外の地域間交流を目的とする事業
- (4) 飲食物その他の物品の販売に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、物産館の設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

**第3条** 物産館の施設は、次のとおりとする。

- (1) 特産品等販売所及び多目的広場
- (2) 駐車場
- (3) 階段棟

(指定管理者による管理)

**第4条** 物産館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

**第5条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 物産館の利用の許可に関する業務
- (3) 物産館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 物産館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、物産館の運営に関して市長が必要と認める業務

(開館時間)

**第6条** 物産館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特産品等販売所及び多目的広場 午前10時から午後6時まで
- (2) 駐車場 午前9時から午後9時まで
- (3) 階段棟 午前0時から午後12時まで

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に利用に供さないことができる。

(入館の制限)

**第7条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、物産館の入館を拒み、又は物産館の利用を制限し、若しくは物産館からの退去を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 物産館の施設等を毀損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、物産館の管理上特に支障があるとき。

(利用の許可)

**第8条** 物産館において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物産館の一部を占有すること（第3号の場合を除く。）。
- (2) 営業行為をすること。
- (3) 駐車場を利用すること。

2 指定管理者は、物産館の管理上特に必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用の制限)

**第9条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の規定による物産館（駐車場を除く。）の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 物産館の施設等を毀損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、物産館の管理上特に支障があるとき。

2 指定管理者は、前項各号又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の規定による駐車場の利用を許可しない。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
  - (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
  - (3) 駐車中の自動車を毀損するおそれがあるとき。
- (利用の許可の取消し等)

**第10条** 指定管理者は、第8条第1項の規定により物産館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められたとき。
- (2) 利用者がその権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(利用料金)

**第11条** 利用者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の不還付)

**第12条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が規則で定める場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

**第13条** 指定管理者は、公用又は公共的事業のため必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の収入)

**第14条** 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(原状回復の義務)

**第15条** 利用者は、物産館の利用が終わったときは、速やかに原状に復さなければならない。第10条第1項の規定により許可を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において原状に復し、これに要した費用は利用者の負担とする。

(損害賠償)

**第16条** 利用者は、その責めに帰すべき理由により物産館の施設等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(市長による管理)

**第17条** 市長は、物産館の指定管理者の指定の手續等に関し、所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年条例第38号。以下「手續条例」という。）第2条の規定による申請がなかったとき、手續条例第3条の規定による指定ができなかったとき、又は手續条例第6条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第4条の規定にかかわらず、物産館の管理の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の規定により市長が物産館の管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な読替えは、別に定める。

(委任)

**第18条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及び事前の利用の手續並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 附 則（令和8年3月23日条例第15号）

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

1 一部占用に係る料金

単位	利用料金
0.5平方メートル当たり	1日につき82円

2 営業行為に係る料金

区分	割合	利用料金
特産品の販売	100分の15	区分ごとの売上額に中欄の割合を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
自動販売機の設置	100分の40	
上記以外のもの	100分の20	

3 駐車料金

区分	利用料金
乗車定員10人以下の自動車	1時間までごとに330円。ただし、最初の30分は、無料
乗車定員11人以上29人以下の自動車	1時間までごとに1,100円
乗車定員30人以上の自動車	1時間までごとに1,650円

備考

- 1 附属設備の利用料金は、規則で定める。
- 2 占用面積が0.5平方メートル未満であるとき、又は0.5平方メートル未満の端数があるときは、0.5平方メートルとして算定する。
- 3 駐車場を利用した場合において自動車を入場させた時刻が確認できないときは、当該自動車を入場させたものと認められる日の午前9時に入場させたものとみなし、駐車料金を算定する。
- 4 駐車料金は、駐車場の開館時間以外の時間も算定する。